

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	30、10、5、3、1年
会議の名称	第3回教育委員会定例会		
開催日時	令和5年3月20日（月） 午後 3時25分開会 午後 4時20分閉会		
開催場所	真壁庁舎 3階 3350会議室		
出席者	<p>（委員出席者氏名） 教育長 稲川 善成 教育長職務代理者 市村 尚夫 委員 小林 源洋、委員 小島 香織 委員 袖山 政佳</p> <p>（説明の出席者職・氏名） 教育部長 園田 哲也 次長兼学校教育課長 初芝 保 教育指導課長 田部井 悦子 教育指導課 指導主事 小林 良久 生涯学習課長 上野 俊一 スポーツ振興課長 五十嵐 敦 文化財課長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 荒井 真澄</p>		
議事録署名人	市村 尚夫 委員		
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第12号 桜川市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する等の規則（案）について ・議案13号 桜川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）について ・議案第14号 桜川市特別の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に同意することにかかる専決処分について ・報告第4号 桜川市英語検定料助成金交付要領の一部を改正する告示について ・報告第5号 桜川市学校等給食費滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令について ・報告第6号 桜川市部活動の方針について 		
会議録作成方針	要点記録		

情報の公可否

可 ・ 否

不開示理由（部分開示を含む）

会 議 内 容

（審議内容・審議経過・結論等）

稲川教育長	<p>ただいまから令和5年第3回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員数は私を含めて5名です。全員出席しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>【議事録署名人の選任】</p> <p>それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、市村 尚夫 委員にお願いします。</p> <p>【議事】</p> <p>本日の会議に提案されている案件は、議案が3件、報告が3件でございます。ご協議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第12号 桜川市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する等の規則（案）について、学校教育課より説明願います。</p>
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。</p> <p>上位法の改正に伴っての改正ですので、よろしいでしょうか。</p> <p>発言がございませんので採決に入ります。</p> <p>議案第12号 桜川市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する等の規則（案）について、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし
稲川教育長	<p>ご異議がありませんので、議案 第12号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案13号 桜川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）について、学校教育課より説明願います。</p>
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>発言がございませんので採決に入ります。</p> <p>議案13号 桜川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし
稲川教育長	<p>ご異議がありませんので、議案第13号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第14号 桜川市特別の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)に同意することにかかる専決処分について、学校教育課より説明願います。</p>
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。</p> <p>議会に議案として挙げる必要があったため、事前に私が専決処分を行った案件です。赴任手当に関する内容であり、直接的に関わる内容ではありますが、今まで規定していませんでした。</p> <p>教職員は赴任手当の規定があります。</p> <p>市の特別職及び一般職員に対しても赴任手当の規定は今までなかったのですか。</p>
初芝学校教育課長	<p>市の特別職及び一般職員に対して赴任手当の規定はありませんでした。一般職員は、国及び県に派遣されており、赴任手当に相当するものが必要であることから全体的に見直したと聞いております。</p>
稲川教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>発言がございませんので採決に入ります。</p> <p>議案第14号 桜川市特別の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)に同意することにかかる専決処分について、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし
稲川教育長	ご異議がありませんので、議案第14号は原案どおり決定いたし

	<p>ます。</p> <p>続きまして、報告第4号 桜川市英語検定料助成金交付要領の一部を改正する告示について、学校教育課より説明願います。</p>
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	<p>報告第4号の説明が終わりました。</p> <p>委員さんから発言等があればお願いいたします。</p>
袖山委員	<p>交付要領の改正(案)、第2条第1項第5号中、「児童及び4級以上の英語検定の受験の申込みをした生徒」とありますが、末尾の「～受験の申込みをした児童」に「生徒」を加えたらいかがでしょうか。</p>
園田教育部長	<p>助成対象者を拡充するならば、交付要領の改正(案)、第2条第1項第5号は、「英語検定の受験申込みをした児童生徒」とする文言ではいかがでしょうか。そうすることで、すべての児童生徒が助成対象者になります。</p> <p>幅広く対象者を拡大するならば、受験する級は廃止してもよろしいかと思えます。委員さん方のご意見がよろしければ、そのようにしたいと思えます。</p>
稲川教育長	今の意見について、どうでしょうか。
袖山委員	園田教育部長の改正(案)でよろしいと思えます。
稲川教育長	初芝学校教育課長、交付要領の改正(案)はどのようにしましょうか。
初芝学校教育課長	それでは、交付要領の改正後(案)、第2条第1項第5号は、「英語検定の受験申込みをした児童生徒」とすることにいたします。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは、報告第4号 桜川市英語検定料助成金交付要領の一部を改正する告示について、上記の(案)の文言に改正することをお願いいたします。

初芝学校教育課長	承知いたしました。
稲川教育長	続きまして、報告第5号 桜川市学校等給食費滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令について、学校給食センターより説明願います。
荒井学校給食センター所長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。 先程の議案第12条と同様で、上位法の改正に基づいての改正でございますのでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
稲川教育長	それではよろしいでしょうか。 報告第5号 桜川市学校等給食費滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令について、原案どおりとすることにいたします。
田部井教育指導課長	続きまして、報告第6号 桜川市部活動の方針について、教育指導課より説明願います。
小林教育指導課指導主事	(資料により説明)
稲川教育長	報告第6号の説明が終わりました。 委員さんから発言等があればお願いいたします。
市村委員	机上の空論という感じはしますが、部活動方針は進めていくしかないのですね。特に管理者が実際に把握できるのか、非常に難しい面があると思います。
小林教育指導課指導主事	付け加えさせていただきます。 この部活動の行った時間及び計画と実施報告も合わせて、学校のホ

	<p>ホームページで公表しなければならない、という方針です。</p>
小島委員	<p>監督機関のようなところがあり、ホームページで公表しなければならないのですね。</p>
小林委員	<p>部活の内容によっては違いがあると思います。短い時間で勝敗等の結果がでるスポーツもあれば、長い時間で勝敗等の結果がでるスポーツもあると思います。それで差が出てくるのではないかと心配します。また、1日当たりの週休日・休日の活動時間の上限時間が3時間とありますが、試合が延長戦になり、例えば3時間10分になった場合、6時間ルールになってしまうのでしょうか。</p>
小林教育指導課指導主事	<p>その場合は、4時間です。その10分が1時間超過となり、次の週の土曜日または日曜日、通常3時間部活動できるところ1時間振り替えて、2時間の部活動になります。</p>
小林委員	<p>ちなみにこの1か月で部活動を超過した場合のリセットはありますか。</p> <p>部活動活動・例6を見ますと、月の第1週目の土日に大会等を2日間連続で実施し、合計12時間となってしまった。その超過した9時間（3時間×3日分）を2・3・4週目の週休日に休養日として振り替えるとありますが、そこに、第2週目の土日も大会等を2日間連続で実施し、合計12時間となってしまったときは、翌月にその超過分を繰り越すことができますか。</p>
小林教育指導課指導主事	<p>はい、翌月にその超過分を繰り越すことができます。または、振り替えを前取り（前週の土・日）することも可能です。</p>
小林委員	<p>振り替えの前取りは難しいと思います。大会等の活動時間がどうなるのか判断が出来かねます。</p> <p>このルールを守らなかったとき、ペナルティーはありますか。</p>
小林教育指導課指導主事	<p>罰則はありません。</p>
稲川教育長	<p>野球は、トーナメント方式で勝ち上がっていきます。何週にも亘って大会試合を行っていきます。その場合、超過分を振り替えると何か</p>

	月も部活動ができなくなるのでは。
小林教育指導課指導主事	はい、そのような事になってしまいます。
稲川教育長	「優勝したチームは、2か月程度土・日を休む。」となるのですね。大変なことです。
小林委員	ひと月の間で2つの大会、試合はありますよね。その大会で優勝した場合は翌月の土・日を休むことになるので練習が出来なくなるということですね。
小林教育指導課指導主事	そうです。
稲川教育長	ほかにご意見いかがでしょうか。
小林委員	こちらの内容は保護者に通知していますか。
小林教育指導課指導主事	学校で令和5年4月1日（土）からホームページで公表しますが、公表以前に学校から生徒及び保護者に周知するよう桜川市から学校へ通知済みです。
小林委員	保護者はある程度知っているのですね。
小林教育指導課指導主事	規定を作成した学校から保護者に周知しております。
小林委員	それに対する保護者からの質問は、まだ各学校にはないのですか。
稲川教育長	まだ市内全ての中・義務教育学校で規定が作成されているわけではないため、まだ全保護者には周知はいきわたっていない状況です。
小林教育指導課指導主事	市内の中・義務教育学校が規定を作成中の状態であり、桜川市教育委員会としては、令和5年4月1日（土）までに規定を作成し、保護者に周知するようにと通知済みです。運用は令和5年4月1日（土）からです。

袖山委員	これは、実際に開始して色々な課題がほかの自治体も同様に出てくると思います。それらも総括して制度を改善する予定はありますか。
小林教育指導課指導主事	県からその予定はありません。
稲川教育長	<p>県はモデル校を指定して方針を作成した。市は県からの方針に基づいてまとめたということです。</p> <p>その一方で、部活動の地域移行型も検討して取り組みもはじめていかなければなりません。</p> <p>まずは、このガイドラインに従って方針を作成し、各学校で計画を立案・方針をまとめ、保護者に周知するという段階にまでなってきました。</p> <p>一方で、地域部活動の在り方及び検討を来年度（令和5年度）に計画し立ち上げて進めていくこととなります。そのときに、教職員の働き方としての兼業兼務、保護者や子どもたちのニーズ、指導にあたる先生のやりがいなど様々な問題があり難しい。模索している段階です。他事例を見ながら検討していきましょうという段階です。</p>
袖山委員	県の指針がでるわけですが、原則というものはないのでしょうか。幅を持たせてあるとか。
小林指導主事	<p>今までは幅があったが今回より厳しくなりました。</p> <p>今までは2時間程度、3時間程度という言葉でしたが、今回は上限という言葉に変わりました。厳密に11時間ということになっています。</p>
袖山委員	<p>私は現状どうなのかなと懸念している。</p> <p>原則は原則として、現状に合ったやり方で自治体独自にやっていく方法もあるのかなと思っている。それぞれ特色があるわけですから。そういうことは可能でしょうか。</p>
小林指導主事	今のところ厳しいと思います。
袖山委員	実情に合えば一番いいのだが問題が出てくると思う。そこが心配です。

稲川教育長

都会と地方で実態も違います。いずれにしても国と県の指針で私たちも動かなければならないところもある。教職員が県費負担教員であるという縛りもある。指導者として活用するとなるとサービス管理を受ける。難しい問題ではあります。全国でいろいろなモデルが出てくると思うので、注視しながら子供たちのために優先しつつ可能な限り追及していきたいと思います。

報告第6号については報告のとおりといたします。

本日の案件は以上となります。
議事進行にご協力いただきありがとうございました。

会議の正なることを証します。

令和 年 月 日

教育長

議事録署名人
教育委員